

決議第3号

閉会中の議員派遣について

本議会は地方自治法第100条第13項及び南風原町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

令和8年6月19日

南風原町議会議長 赤嶺 奈津江

記

次のとおり議員を派遣する。

1. 町村議会正副議長・正副委員長研修会
 - (1) 日 時：令和8年8月19日(水)
 - (2) 場 所：沖縄県市町村自治会館
 - (3) 派遣議員：正副議長、正副委員長
 - (4) 主 催：沖縄県町村議会議長会

その他事情により変更が生じる場合には、議長に一任する。